

2004JMRC 中国ジュニアシリーズ 東中国ダートトライアルシリーズ 統一規則

< 公示 >

本シリーズは、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定、本統一規則および、各競技会特別規則に従い地方競技として開催する。

第1条 シリーズの名称

2004JMRC 中国ジュニアシリーズ
東中国ダートトライアルシリーズ

第2条 競技会の格式

JAF公認地方競技

第3条 競技会の種目

ダートトライアル

第4条 開催日およびオーガナイザー

	開催日	会場	オーガナイザー	申込締切日
第1戦	3月21日	TI	チェリッシュ	3月14日
第2戦	6月13日	比田	YJK	6月6日
第3戦	8月8日	比田	CMSC 島根	8月1日
第4戦	9月19日	TI	WASHU	9月12日
第5戦	10月17日	比田	RCY	10月10日
第6戦	12月19日	TI	NOBLE	12月12日

第5条 開催場所

TI サーキット英田ダートラ場(入場料600円)

比田スポーツランド

上記の2会場にて行われる。

第6条 大会役員および競技役員

別途各競技会ごとに公示する。

第7条 競技タイムスケジュール

タイムスケジュールは、各競技会ごとに公式通知または特別規則にて公示する。

第8条 公式通知

本統一規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。

第9条 参加資格（参加者及び競技運転者）

参加者は本シリーズ競技会に有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者許可証所持者は国内競技参加者を兼ねることができる。

競技運転者は有効な自動車運転免許証と本シリーズ競技会に有効なJAF発給の2004国内競技運転者許可証の所持者でなければならない。参加クラスに関しては下記の規則を遵守すること。

シード選手はシードクラスにのみ参加できる。シード選手とは前年度のJAF地方選手権以上において各シリーズ成績が3位以上のもの（同一クラスに限る）

20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾を得ること。国際競技運転者許可証所持者は賞典外での出走とする。

各地域JMRC共済加入者（加ズド・賞典外クラスは除く）

クローズドクラスにはオーガナイザー所属員のみ参加することができる。

第10条 参加制限

1回の競技会では、同一選手は車両1台1クラスしか参加できない。シリーズ途中での車両、クラスの変更は自由である。重複エントリーは同一車両において4名までとする。

第11条 参加車両

本競技会に参加を許される車両は、2004年JAF国内競技車両規則記載の下記車両である。

2004年国内競技車両規則の第2編登録番号標付車両規定、第4編スピード車両規定に合致したN,SA,SC,D車両とする

全車6点式以上のロールバーの装着を義務づける。（クローズドクラスは除く）

第12条 競技区分

- ・AN-1クラス 1600cc以下のN・SA車両
- ・AN-2クラス 1600ccを越える2輪駆動のN・SA車両
- ・AN-3クラス 1600ccを越える4輪駆動のN・SA車両
- ・CD1クラス 2輪駆動のSC・D車両（排気量区分なし）
- ・CD2クラス 4輪駆動のSC・D車両（排気量区分なし）
- ・シードクラス 排気量、駆動区分なしのN・SA・SC・D車両
- ・加ズドクラス 車両による区分なし

・賞典外クラス 車両による区分なし

第13条 参加料

参加料は次の通り

- ・公認クラス 1名 9,000円
- ・クローズドクラス 1名 7,000円
- ・賞典外クラス 1名 7,000円
- ・シードクラス 1名 4,000円

第14条 参加申込

各競技会ごとの締め切り日までに必着で、所定の提出書類に参加料を添えて現金書留にて郵送のこと。賞典外クラス以外は当日エントリー及び電話、FAXでの申込は一切受け付けない。

申込には下記書類を必要とする。

- ・参加申込書
- ・参加料

尚、参加申込書にはJMRC中国共通参加申込書を使用し、必要事項（参加クラス等）を漏れなく記入し申し込むこと。公認クラスは登録クラブ印を捺印すること。

各競技会の問い合わせ先

< 第1戦 > チェリッシュモータースポーツクラブ（T.CHERISH）

〒710-0145 倉敷市福江 533-6

チェリッシュ内

田口 盛一郎 (086)485-1866

< 第2戦 > 安来自動車倶楽部（YJK）

〒692-0014 安来市飯島町 268-9

田中 治俊 (0854)23-0423

< 第3戦 > コルトモータースポーツクラブ島根（CMSC 島根）

〒690-0017 松江市西津田 2-11-38

島根三菱自動車販売（株）

国谷 益雄 (0852)26-1630

< 第4戦 > 鷺羽モータリストクラブ（WASHU）

〒712-8014 倉敷市連島中央 4-4-30

石原自販内

石原 一正 (086)448-6681

< 第5戦 > ラリークラブ米子（RCY）

〒690-0012 松江市古志原 2-11-16

小西 努 (090)4107-0069

< 第6戦 > ノーブル・オート・スポーツ・クラブ（NOBLE）

〒701-1344 岡山市新庄下 82-2

田村 潔 (086)287-7521

参加申込場所は各競技会毎の特別規則による。

第15条 参加受取と参加拒否

オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示すことなく、参加拒否又は賞典外での出走指示を行う権限を有する。

参加拒否された申込者には事務経費 1,000円を差し引いた参加料を返却する。

受取後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

参加受取の通知は行わない。参加申込書発送の証明は受取の証明として認められない。

締め切り日以降の申込、参加申込書の記入漏れ等は参加を拒否する可能性がある。

第16条 参加者の遵守事項

全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

参加者は、競技スタート8時間前より競技終了迄、神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒をしてはならない。

参加者はオーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

ドライバーは競技中に、ヘルメット、レーシンググローブ、レーシングスーツを着用すること。（クローズドクラス・賞典外クラスでもレーシングスーツがのぞましいが無い場合は長袖長ズボンなど全身を覆うものを着用すること）

競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップラン及びブレーキテストなどは禁止する。

エンジン始動中にジャッキアップを行う場合はリジットジャッキ（通称ウマ）を用い、ドライバーまたはメカニックが乗車すること。

それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

第17条 車両検査

参加受付後車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない

車両又は競技に不適当と判断された車両は競技に参加できない。
技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適当と判断された箇所の修正を命ずることができる。修正を命じられた車両は修正の後、再車検を受けなければならない。

参加者は、技術委員長の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を自らが提示し、証明しなければならない。

ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならないものとして、車両検査の際技術委員によって点検を受けるものは次の通りである。

- ・国内競技運転者許可証（健康管理カードを含む）
- ・運転免許証 ・車両検査証（登録番号票付車両）
- ・ヘルメット（2004年JAF国内競技車両規則第5編付則競技用ヘルメットに関する指導要項に適合するものを義務付ける。この適合性については参加者自身が証明できなくてはならない。）

第18条 競技番号及び識別マーク

オーガナイザーが用意したものを使用する。
過去の成績、経験で大会事務局が決定する。

第19条 車両変更及びドライバー変更

参加車両の変更は、受付終了時間までに必要書類を提出した場合、同一クラスにおいてのみ競技会審査委員会の承認を条件に変更が認められる。

ドライバー変更は認められない。

第20条 慣熟歩行

原則として慣熟走行は行わず、コースの慣熟は全員徒歩にて行う。
コース図は公式通知にて公示する。

第21条 ドライバースプリーフィング

競技長は競技開始前に競技審査委員会の出席を得て、スプリーフィングを開催する。

ドライバーはスプリーフィング開始から終了まで出席していなくてはならない。

第22条 競技方法

出走は原則としてゼッケン順に行う。

参加者は自車スタート5分前までに出走可能な状態で待機位置に待機すること。

スタートはフライングスタートとし、スタート員の合図により発進する。

スタート合図より15秒以内にスタートラインを通過しない車両は非発走車両とみなしその回の競技から除外される。

反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。

ミスコース、ショートカット、ゴール後の一時停止無視をコースオフィシャルが判定した場合その回の競技は無効とされる。

競技中は運転席側の窓ガラス及びサンルーフは必ず閉めて走行しなければならない。

コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判断された場合、1個につき5秒を走行タイムに加算する。

前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従って再出走すること。

走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を受けた場合、その回の競技は無効とされる。

競技車両がフィニッシュラインを通過して、競技者に対してチェッカーフラッグが振られた時点で競技が終了する。但しその後一時停止無視についてはペナルティ対象となる。

スタート後5分以内にゴールしない車両はその回の競技は無効とされる。

第23条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

- 日章旗：スタート
- 黄旗：パイロンタッチ
- 黒旗：ミスコース・ショートカット
- 赤旗：危険あり直ちに停止せよ
- 緑旗：コースクリア
- フィッカー旗：ゴール合図

第24条 計時及び順位認定

計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点から開始し、最終のコントロールラインを横切った時点で終了する。

計測は光電管又は、2個以上のストップウォッチを用いて行い、1/100秒まで計測する。2個以上のストップウォッチを使用する場合その平均値とする。

1台につき2回の走行を行い、ベストタイムを成績とする。但し本統一規則第28条が適用された場合はこの限りではない。

ベストタイムが同じ場合の順位は、セカンドタイムの良好なもの、次に排気量の小さい順、更に同じ場合には競技会審査委員会の決定による。

第25条 抗議権

参加者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対し抗議する権利を有する。但し本統一規則に規定された参加拒否または審査委員会の判定に対する抗議は受け付けられない。

抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記して、一件につき抗議料20,300円を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出すること。

第26条 抗議制限

車両または参加者の参加資格に対する抗議は、公式車検終了後15分以内に行わなければならない。

技術委員長の決定に対する抗議は、決定直後に行わなければならない。

競技中の不正行為に対する抗議は、抗議の対象者クラスのトライ終了後30分以内に行わなければならない。

成績に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。

第27条 抗議の裁定

競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみに口頭で通知される。抗議料は抗議が成立した場合のみ抗議提出者に返還される。

車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者の負担とする。金額は技術委員長が算定する。

第28条 競技の中止、延期、又は短縮

保安上又は不可抗力による特別な事態がある時は、競技会審査委員会の決定において、競技の中止、延期、又は走行距離もしくは走行回数を短縮する場合がある。

第29条 損害の補償

参加者は競技中の事故等により第三者に損害を与えた場合、各自が自己の責任に於いて一切を解決しなければならない。

JAF、オーガナイザー、大会役員は競技運営に全力を尽くすことは勿論であるが、参加者自身あるいは参加者が他に及ぼした、いかなる損害に対しても一切の補償責任を負わない。

第30条 本統一規則の解釈

本統一規則及び競技に関する諸規則や公式通知の解釈について疑事が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第31条 賞典

各競技会毎の賞典（シード、賞典外クラスは除く）

・各クラス 1位～3位

JAFメダル（クロズドクラスを除く）・主催者賞

・各クラス 4位～6位

主催者賞

但し、参加台数により変更することがある。

シリーズ表彰（シード・クロズド・賞典外クラスは除く）

各競技会毎の上位入賞者にシリーズポイントを与え、全6戦全戦の合計ポイントにてシリーズ表彰を行う。

なお、各競技会で与えられるポイントは以下の通りとする。

1位20P 2位15P 3位12P 4位10P 5位8P

6位6P 7位4P 8位3P 9位2P 10位1P

オーガナイザー所属員はオフィシャルポイントとして、シリーズ獲得ポイント中の最上位ポイントを与える。（主催競技会に選手として参加した者は除く）

2003年度当シリーズ上位入賞者は、下記のポイントをハンディキャップとし、2004年度シリーズより減算する。

（2003年度シリーズ該当クラス内のみで減算）

1位:-20 2位:-15 3位:-12

シリーズ事務局 〒690-0012 松江市古志原 2-11-16

ラリークラブ米子（RCY）

小西 勇

TEL：090-4107-0069

Mail：tkonishi@web-sanin.co.jp